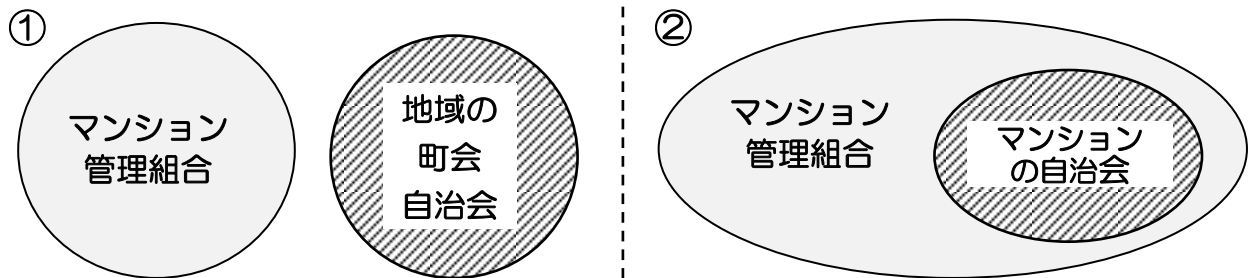


自主防災組織補助金の補助対象となるマンション管理組合について

補助対象となるマンション管理組合

次の①または②に該当するマンション管理組合については、管理組合として自主防災組織を結成した場合も補助対象となります。（管理組合ではなく、自治会として自主防災組織を結成した場合も補助対象になります。）

- ①町会・自治会に加入していないマンション管理組合
- ②マンションの住民のみで結成されている自治会があるマンション管理組合



マンションの住民が一人も自治会に加入していないマンション管理組合
⇒補助対象

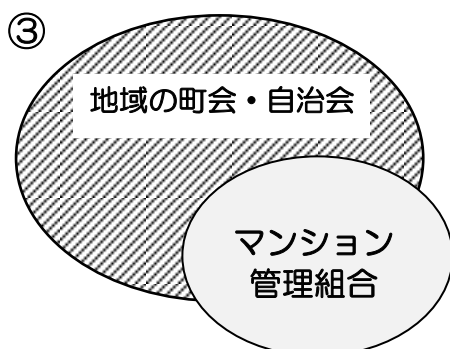
マンションの住民の一部または全員が、マンションの住民のみで結成された自治会に加入しているマンション管理組合
⇒補助対象

【留意事項】

- ・②の場合は、マンション管理組合が新規に自主防災組織を結成する際に、加入している自治会の承諾書の提出が必要です。（加入している自治会が既に自主防災組織を結成している場合は、その自主防災組織は解散となります。）
- ・加入している町会・自治会に既に結成補助金を交付している場合は、マンション管理組合に対して新たに結成補助金は交付しません。

補助対象とならないマンション管理組合

上記の①または②以外のマンション管理組合（下記③のケースなど）については、管理組合として自主防災組織を結成した場合は補助対象になりません。（町会・自治会として自主防災組織を結成した場合は補助対象になります。）



マンションの住民の一部または全員が、地域の町会・自治会に加入している場合
⇒補助対象外

※加入している地域の町会・自治会として自主防災組織を結成した場合は、その町会・自治会が補助対象になります。